資料４

知的財産戦略本部　国際競争力強化・国際標準化専門調査会御中

山本　貴史

１．産学連携活動指標の確立と集計を行う

前回の委員会でも触れたが、産学連携の活動を正確に表した統計データは存在していない。これは、2004 年の国立大学法人化以前の特許は原則個人帰属であったためであり、一般に、文部科学省から公表されるデータは大学帰属の特許の出願件数、ライセンス件数、ロイヤリティ額といったところで、法人化以前の個人帰属特許や TLO 帰属の特許の数値が反映されていない。よって、我が国の産学連携活動は過小評価されている傾向があるが、大学技術移転協議会（全国の大学知財本部や TLO で構成される計 69 会員）のデータだけでも、文部科学省の統計よりは大きな成果が公表されている。従来は、産学連携活動の評価指標については、特許出願件数のみが優先される傾向であったが、現在の大学における産学連携活動の問題点は、甘すぎる出願基準とマーケティング活動の不足である。米国 AUTM では、各大学の全ての活動結果は公表されており、国内でも活動結果の公表は求められると考える。ただし、評価指標が定まっていない中での公表を一部の大学や TLO は敬遠する傾向があり、また、これが大学評価に直結するということを危惧する可能性もあるので、この 1 年間でしっかりと審議を行い、社会が納得できる評価指標を定め、この数値の公表を求めていくべきである。

２．日本版バイ・ドールの改正に伴う基準と運用の明確化を

昨年、99 年制定の日本版バイ・ドールの運用に関する改正があった。(運用は本年度から) 国の委託研究開発において、その成果である特許のライセンスを行う際、独占ライセンスを行う際には、事前に委託者の承認を得るという内容であるが、この運用には以下の点について不明確な部分が多い。

① どの段階で事前承認が必要か　(法的には専用実施権となっているが独占的通常実施権でも必要との見解もあり、また、専用実施権の予約等はどうかといった点が不明瞭)

② どういうケースにおいてリジェクトされるかが不明瞭 (海外企業がライセンシーの場合はリジェクトかといった点が不明確)

現段階において、各省庁によって回答は異なり、また、この改正自体の周知も図られておらず、不安だけが醸成されている。経済産業省によれば、この事前承認の基準に関する検討が図られているとの事であるが、どの委員会で検討されているかも知らされておらず、早急に検討内容の開示を求めたい。